

諸外国の首都における地方自治制度

国名 比較項目	日本		フランス		イギリス		イタリア		韓国		ドイツ	ベルギー	アメリカ			
	東京		パリ		ロンドン		ローマ		ソウル		ベルリン (都市州の1つ)	ブリュッセル	ワシントン D. C.			
面積 (km ²)	621 (2000)	0.16%	105 (1999)	0.02%	1,585 (2002)	0.65%	1,285 (2001)	0.43%	606 (2003)	0.61%	892 (2002)	0.25%	162 (1999)	0.53%	158 (2000)	0.002%
人口 (千人)	8,135 (2000)	6.41%	2,148 (1999)	3.58%	7,203 (2002)	12.21%	2,660 (2001)	4.64%	10,207 (2003)	21.14%	3,382 (2002)	4.07%	953 (1998)	9.29%	572 (2000)	0.20%
法令上の位置づけ	地方自治法		3市を対象とする 大都市法		London Government Act 1963 等		地方自治法典		地方自治法第 161 条→ソウル特別 市の行政特例に 関する法律		ベルリン州憲法	なし		District of Columbia Home Rule Act		
同様の都市の有無	なし		マルセイユ、リヨン		なし		トリノ、ミラノ、ヴェネツィア、ジェノヴァ、ポローニャ、フィレンツェ、パリ、ナポリ		なし		ハンブルク(ブレーメン(注2))	なし		なし		
(連邦を構成する州・地域)															(いずれの州にも属さない)	
広域自治体	より広域		東京都	イル・ド・フランス	GLA		ラツィオ州		ソウル特別市		ベルリン州(都市州)		ブリュッセル		ワシントン D. C.	
	より狭域			パリ(※)	(※)		ローマ県									
基礎自治体	(※)		23区	〇〇区	ロンドン区・シティ 33 団体		ローマ		(※) 自治区		12 行政地区					
特徴																
事務配分の特例(※)	都が市町村の事務の一部(消防、上下水道、公共交通等)を行う		広域自治体と基礎自治体の事務を行う		ロンドン区等が消防等以外の広域自治体の事務と基礎自治体の事務を行う				基礎自治体の事務のうち一定のものも行う		連邦を構成する州・広域自治体・基礎自治体の事務を行う		連邦を構成する地域・広域自治体・基礎自治体の事務を行う		広域自治体と基礎自治体の事務を行う	
組織の特例			議会をもつ区が設けられる								議会をもつ区が設けられる				近隣地区諮問委員会あり	
その他	都が市町村の税目のうち一定の税目を有する		警察権限は国に留保されている						基礎自治体の税目のうち一定の税目を有する						連邦議会が排他的立法権を有する	

(注1) 面積・人口欄右肩の指数は、当該国の全国面積・人口を100%とした場合の割合である。(注2) ブレーメン州はブレーメン市及びブレーマーハーフェン市の2市から構成される。